

進	達	付
社団法人私立中央大学 定款変更ノ件 右第三式經由印ヲ捺シ文部 省へ進達スルモノトス		同上ニ対スル指令 三月二十五日認可 右第四式經由印ヲ捺シ神田 郡区役所へ送付スルモノトス

(欄外注記2)
進 達 願

本学定款改正致度候ニ付別冊認可申請書主務省へ御進達被下度
此段奉願候也

神田区錦町二丁目二番地
社団法人私立中央大学々長

法学博士 岡野敬次郎 印

大正八年三月一日

東京府知事法学博士 井上友一 殿

前書出願ニ付奥印候也

大正八年三月四日

東京市神田区长 山県鉄蔵 印

37 中央大学社員定数変更に関する社団法人定款改正

(大正八年三月)

(欄外注記1)

大正八年三月一〇日 案起

主任 印

内務部長 (代理・羽田印)

学務兵事課長 (羽田印)

(欄外注記2)

年 月 二十六日 案起

主任 印

内務部長

学務兵事課長 (代理・坂井印)

定款改正認可申請書

本学定款第七条社員定数ヲ先般五十名ニ改メ御認可ヲ得候処尚
ホ之ヲ八十名ニ増加致度右認可申請候也

東京市神田区錦町二丁目二番地

社団法人私立中央大学々長

法学博士 岡野敬次郎 印

大正八年三月一日

文部大臣 中橋徳五郎殿

社団法人私立中央大学定款

第七条 社員ノ定数ハ八十名以内トス

〔旧〕第七条 社員ノ定数ハ五十名以内トス

改正理由

先般社員ノ数ヲ五十名ニ改メ夫々人選シタル結果尚ホ不足ヲ認メタルニ因ル

決議録写

大正八年二月二十三日ヲ以テ社員総会ヲ日本倶楽部ニ於テ開会スル為メ同月十八日ヲ以テ学長岡野敬次郎ヨリ左ノ通知ヲ郵便ニ依リ各社員ニ発シタリ

拜啓時下愈御清勝奉賀候陳者去ル十三日開催ノ社員総会ニ於テ社員補欠選挙ノ件ハ出席者定数ニ達セサル為メ更メテ急ニ總會開催ノ事ニ決議相成候得者来ル二十三日(日曜)午後五時麴町区有楽町日本倶楽部ニ於テ社員総会相開候間御多用中再応午御迷惑御出席相願度此段御通知申上候尚ホ当日ハ晚餐ノ用意致候ニ付来ル二十日迄ニ御出席ノ有無共御一報ヲ奉煩候敬具

追テ本文社員ノ補欠選挙ハ定款ニ依リ総社員四分ノ三已上ノ賛成ヲ要シ候ニ付テハ当日ハ何卒御繰合御出席希望仕候又補欠選挙ニ伴ヒ或ハ社員々数ニ関スル定款規定ノ変更ニ

付御決議相煩ハスヤ不計候間右申添候也

当日ノ出席社員ハ左ノ十八名(委任共)トス

石山弥平 馬場愿治 原嘉道(委任) 花井卓蔵 穂積陳重

岡野敬次郎 鳥居錦次郎(委任) 金井延(委任) 植村俊

平(委任) ト部喜太郎 松本悉治 江木衷(委任) 永滝

久吉(委任) 佐藤正之 美濃部達吉 三宅碩夫 土方寧

森本邦治郎

学長岡野敬次郎ヲ会長トシ左ノ決議ヲ為シタリ

一、補欠社員選挙ノ件(略ス)

二、定款第七条改正ノ件

定款第七条「社員ノ定数ハ五十名以内トス」ヲ改メテ八十名以内ニ増加スルコト

其ノ理由ハ前項補欠社員ノ選挙ニ関シ協議ノ結果現在ノ定員五十名以内ヲ八十名ニ増員スルノ必要ヲ認メタルニ因ル

原案ノ通り可決

右決議ス

大正八年二月二十三日

決議録署名者

石山弥平(自署)

(欄外注記1)

「收受未学甲第一二六〇号」「判決三月十日」「施行三月十一日」

(欄外注記2)

「施行三月二十八日」

(欄外注記3)

「東京府收受・未学甲第一二六〇号・大正八年三月五日」

〔大正八年 学事 教育法人 第一種 冊の八十二 303 D5 15〕